

個人情報保護法が改正されました

～ 自治会にも**個人情報保護法**が適用されます ～

個人情報保護法は、個人の権利と利益を保護することを目的に、平成17年4月に施行されました。その後社会環境の変化等を踏まえて平成27年に改正され、この改正個人情報保護法が、平成29年5月30日から全面施行されました。

大きな改正点のひとつに、これまで、法律の適用対象は5,001人以上の個人情報を扱う事業者に限られていましたが、**改正後は、名簿など個人情報を扱う全ての事業者（町内会・自治会・同窓会等も含む）に適用される**、ということです。

※『個人情報』とは…氏名や住所、生年月日、免許証、マイナンバーなど特定の個人とわかるもの

これまで

改正個人情報保護法の適用対象

5,001人以上の個人情報を取り扱う事業者

平成29年
5月30日から

個人情報を取り扱うすべての事業者

- 企業
- 個人事業主
- 自治会、町内会
- 同窓会
- NPO、市民活動団体 など

ポイント

- 個人情報保護法は、個人情報を外に出さずにしておくものではなく、『個人情報をきちんと管理して安全に利用しましょう』という法律です。
- 自治会の運営のためには会員情報の把握が必要です。自治会が個人情報保護法の対象になるからといって、会員名簿を取り扱ってはいけないということではありません。
- 個人情報は、活用されなければ、本人の権利や利益に繋がりません。大切なのは集めた情報をきちんと管理することです。

名簿を作るときの注意事項

① 個人情報を取得する際、何の目的で利用するか本人に伝える

『会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配付するため』など、利用目的を明確にする。

※すでに取得した個人情報は改めて同意を得る必要はありません。

② 集めた個人情報は安全に管理する

漏洩や紛失を防ぐため、鍵のかかる引き出しで保管したり、パソコンにウィルス対策ソフトを入れたりする。

また、会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないよう注意を呼びかける。

③ 取得した個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得る

個人情報を取得する際に『名簿に掲載される会員に対して配付するため』などと伝え、提出してもらえば、同意を得たことになります。

※ただし、以下の場合は同意を得なくても会員以外に名簿を提供できます。

1. 法令に基づく場合（例：警察からの照会）
2. 人の生命、財産を守る場合（例：災害発生時の安否確認）
3. 委託先に提供する場合（例：名簿印刷業者に名簿を渡す）
4. 国や地方公共団体などへの協力

④ 個人情報の取扱いについて記録を残し、保管する

第三者に個人情報を渡すときには、いつ・誰に・何を提供したのかわかるよう記録を作成し、一定期間保管する。

⑤ 集めた個人情報の訂正等に応じる

本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する。

個人情報保護法に関する相談・お問い合わせは・・・

個人情報保護法質問ダイヤル

☎03-6457-9849

平日 9:30~17:30（土日祝日・年末年始除く）
個人情報保護委員会 <http://www.ppc.go.jp/>



発行元 南アルプス市自治会連合会

【事務局】 みんなでまちづくり推進課 TEL 055-282-6493 FAX 055-282-6449